

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
建物賃貸借(柴山港出張所庁舎)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R4.4.1	個人	—	会計法第29条の3第4項 本物件は、柴山港出張所の事務室として使用するため賃貸借するものである。 業務を行うにあたって、船舶の接岸場所が近くに確保でき、工事場所に比較的近く、最低限の事務室・書庫面積が確保できる物件を探したところ、当該物件のみであったことから、会計法第29条の3第4項の規定により、当該物件の所有者と随意契約を締結するものである。	2,016,660	2,016,660	100.00%	—	
舞鶴港和田地区道路(上安久線)工事用地賃貸借(その4)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R4.7.1	個人	—	会計法第29条の3第4項 本物件は、舞鶴港和田地区道路(上安久線)整備に必要となる、工事用地を借り上げるものである。 当該工事用地は、起業地に隣接し、かつ十分な広さがあり、工事用地として利用できる物件を探したところ、当該物件のみであったことから、会計法第29条の3第4項の規定により、当該物件の所有者と随意契約を締結するものである。	1,086,714	1,086,714	100.00%	—	
柴山港外防波堤(西)東灯台復旧	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所長 近畿地方整備局舞鶴港湾事務所 京都府舞鶴市下福井910番地	R4.9.26	企業	8010001060349	会計法第29条の3第4項 本業務は柴山港外防波堤(西)において当局が管理する東灯台(許可標識)の障害調査・復旧を行うものである。 安全な船舶航行に必要な東灯台に不具合が生じ、早急に原因特定及び原状回復が必要なところ、本業務の実施において他の事業者では代替えすることができず、会計法第29条の3第4項の規定により、当該機器メーカーと随意契約を締結するものである。	1,881,000	1,873,300	99.59%	—	